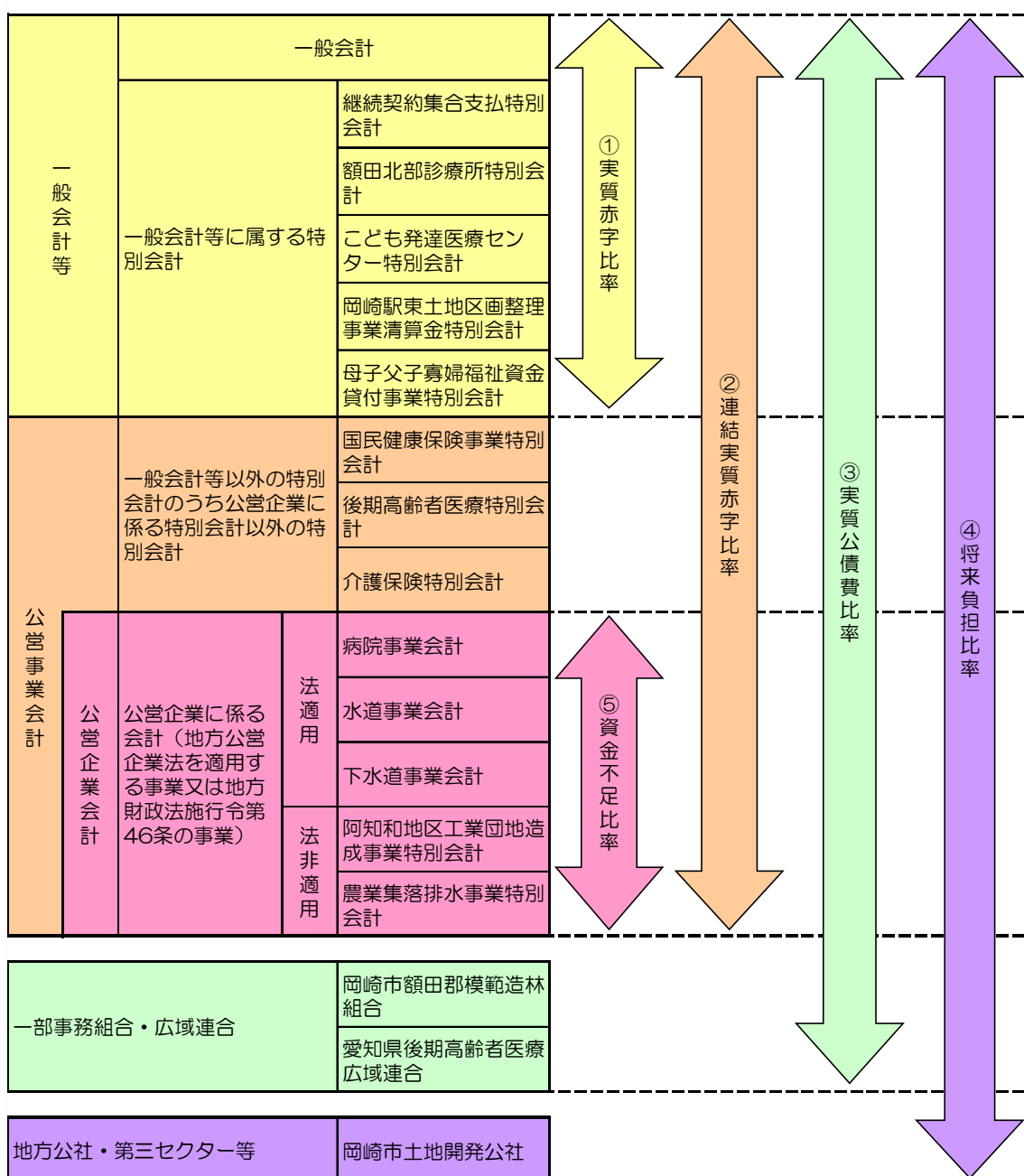


岡崎市の健全化判断比率・資金不足比率

平成19年度に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政の健全性を判断するための指標として、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4つの指標(健全化判断比率)と、公営企業会計を対象とした「資金不足比率」の指標が定められました。

＜参考＞健全化判断比率等の対象範囲



1 健全化判断比率について

健全化判断比率とは・・・

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4つの指標からなり、それぞれ、標準的に収入が見込まれる地方税などの一般財源(標準財政規模)等に対する割合を示すものです。この健全化判断比率のいずれかが一定の基準以上となった場合には、「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

①実質赤字比率

地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ※ 一般会計等…一般会計及び一般会計等に属する特別会計
- ※ 標準財政規模…市の標準的な一般財源の規模

②連結実質赤字比率

公立病院、公共下水道などの公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、標準財政規模を基本とする額に対する割合で表したものです。

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \\ \text{(3か年平均)}$$

- ※ 準元利償還金…特別会計等の公債費に係る繰出金、公債費に準ずる債務負担行為に係る支出予定額等
- ※ 基準財政需要額算入額…普通交付税の額の算定上、基準財政需要額に算入された額

④将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)、債務負担行為等の現在抱えている負債の大きさを、標準財政規模を基本とする額に対する割合で表したものです。

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 将来負担額…地方債現在高、債務負担行為の支出予定額、特別会計等の公債費に対する繰出見込額、退職手当支給予定額及び設立法人(土地開発公社等)に対する負担見込額等の合計

<令和4年度決算に基づく岡崎市の健全化判断比率>

令和4年度決算に基づく岡崎市の健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を大きく下回り、岡崎市の財政状況は、極めて健全な水準です。引き続き安定した財政基盤の確立・経営の合理化に努めます。

項目	岡崎市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	0.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	—

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率の「—」は、実質的な赤字額が発生していないことを表しています。

※ 将来負担比率の「—」は、実質的な将来負担が発生していないことを表しています。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は岡崎市の場合のもの（地方公共団体により数値が異なる）

早期健全化基準とは…

「イエローカード」に当たるもので、この基準以上である場合には自主的な改善努力が義務付けられ、「財政健全化計画」を策定し、財政の健全化に取り組まなければなりません。



財政再生基準とは…

「レッドカード」に当たるもので、この基準以上である場合には国等の関与の下で財政再生を行わなければならない、「財政再生計画」を策定し、財政の再生を図らなければなりません。



2 資金不足比率について

資金不足比率とは…

公立病院や公共下水道などの公営企業の資金の不足額を、公営企業の事業規模である営業収益の額から受託工事収益の額を差引いた額に対する割合で表したもので、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 資金の不足額…法適用の会計では、流動負債が流動資産を超えた場合のその額
法非適用の会計では、実質赤字の額

<令和4年度決算に基づく岡崎市の資金不足比率>

令和4年度決算に基づく資金不足比率は、全ての公営企業会計において経営健全化基準を大きく下回り、また、資金の不足を生じた会計はありませんでした。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0%
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
阿知和地区工業団地造成事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

※ 資金不足比率の「—」は、各会計で資金の不足がないことを表しています。

経営健全化基準とは…

「イエローカード」に当たるもので、この基準以上である場合には自主的な改善努力が義務付けられ、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化に取り組まなければなりません。

